連載

税法用語の意味が分かる辞典

No.147

未払金と未払費用

税理士 木村聡子



決算書を見ていると、「未払金」と「未払費用」というよく似た勘定科目が出てきます。どちらも「まだ支払っていないお金」ですが、会計上は意味が異なります。今回は、この2つの違いについて見ていきましょう。

■未払金とは

未払金とは、商品などの仕入以外の取引によって発生した代金のうち、まだ支払っていないものをいいます。

例えば、会社がパソコンを購入し、代金20万円を翌月に支払う場合です。パソコンはすでに受け取っているため取引は完了していますが、代金はまだ支払っていません。この20万円が「未払金」となります。

ほかにも、備品や車両などの購入代金、広告宣伝費や修繕費などを後日支払う場合に未払金が使われます。

なお、通常の営業活動で商品や原材料などを仕入れ、その代金を後払いする場合は「買掛金」を使うのが一般的です。

■未払費用とは

一方、未払費用は、継続してサービスの提供を受ける契約について、すでに提供を受けた期間に対応する費用のうち、まだ支払っていないものをいいます。

例えば、3月決算の会社が3月分の給与を4月に支給する場合です。従業員は3月中に働いているため、3月分の給与は原則として3月の費用です。このような場合、決算時に未払費用として計上します。借入金の利息や家賃なども、一定の条件のもと未払費用として計上されることがあります。

未払金が「すでに完了した取引の代金」であるのに対し、未払費用は「継続して提供されるサービスのうち、すでに経過した期間に対応する費用」と考えると分かりやすいでしょう。

■決算時には要チェック

例えば、3月中に修理が完了したものの、修理会社から請求書が届くのが4月になることがあります。「請求書が届いていないから来期の経費」とは限りません。法人税では、その事業年度の損金として計上できるかどうかは、支払いが済んでいるかだけでなく、事業年度末までに債務が確定しているかどうかが重要です。

そのため決算では、翌期に届いた請求書の中に、前期に対応するものが含まれていないかを確認することも大切です。

■押さえておきたいポイント

「未払金」と「未払費用」は、どちらもまだ支払っていない負債ですが、その性質は異なります。

また、「まだ払っていないから経費ではない」「請求書が来ていないから来期の経費」とは限りません。決算時には支払日や請求書の日付だけで判断せず、「いつの取引・サービスに対応する費用なのか」を確認することがポイントです。